

平成27年度 東京都税制調査会
第2回小委員会 議事録

日 時 平成27年6月25日(木) 午後3時00分～
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室24

平成27年度 東京都税制調査会第2回小委員会

平成27年6月25日(木) 15:00~17:18
都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

【税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。定刻になりましたので、会議開催に先立ちまして本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左、上から順に、「第2回小委員会の次第」、それから、「座席表」でございます。

その右側でございますが、上から、「第2回小委員会の論点」「平成26年度東京都税制調査会答申の概要(抜粋)」「東京の活力向上と税制に関する資料」でございます。

その右側ですが、「〇〇委員のプレゼンテーション資料」「〇〇委員のプレゼンテーション資料」でございます。

また、皆様の机の上に置かせていただきましたファイルには、「諮問文」「平成26年度答申」、答申附属資料の「企業の公的負担のあり方に関する調査報告」及び「その概要」、先日の「第1回小委員会の資料」及び「東京都税制調査会の会議の傍聴に関する取扱要領」が綴っております。

最後にご紹介いたしました「取扱要領」ですが、今回新たに定めたものでございます。後ほどご覧いただければと存じます。

よろしければ会議を始めさせていただきます。

まず、前回ご欠席で、本日、今年度初めて小委員会にご出席の委員のご紹介をさせていただきます。

千葉商科大学准教授、〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願いいたします。

【税制調査課長】 法政大学教授、〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【税制調査課長】 明治大学教授、〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【税制調査課長】 一橋大学大学院准教授、〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【税制調査課長】 以上でございます。

なお、〇〇委員は遅れてご出席と伺っております。お見えになりましたら、改めてご紹介をさせていただきます。

それでは、進行につきましては〇〇小委員長代行にお願いいたします。

【小委員長代行】 お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから「平成27年度東京都税制調査会第2回小委員会」を開催させていただきます。

本日ですが、事務局から2点論点をいただいております。それぞれの論点ごとにまずプレゼンテーション、それから、論点及び事務局資料説明、審議ということで、論点ごとに分けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、最初の論点であります「企業立地と法人課税」のテーマから始めていきたいと思っております。

それでは、本日、〇〇委員にプレゼンテーションをお願いしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 一橋大学の〇〇です。

(PP)

何かこちらで地方税制に関する議論を報告しろと言われたのですけれども、私、今、手持ちのものとしましては、国際課税に関係するものが多くありまして、また、昨年末まで分科会で企業立地と、その公的負担に関する研究に参加をさせていただいていたのですけれども、そういったところでの経験を踏まえまして、最近の議論の動向をご紹介したいと思います。

タイトルとしては「無形資産をめぐる地域間競争とBEP S」と題しております。最近の経済政策の中心となっておりますのは、いかにイノベーションを促すかという点に焦点が移っていることは、皆様、ご承知のところかと思えます。とりわけ企業が抱える無形資産というものの蓄積、またはその利用をどのように促すか。例えば、税制とか、規制緩和といった手段を通じて、それを促進していくといったことが政策手段として掲げられております。それがタイトルの前半部分の意味しているところなのですけれども、後半にBEP Sというのをつけております。先ほど申し上げましたように、私が現在、並行して研究しております国際課税の分野におきましては、こういった地域間競争の中で、ずるい競争をしている国がありまして、そういった国に対して、どう対抗していくか、あるいは制度間の違いを利用して濫用的な租税回避をしている企業に対して、どのように対抗していくかということが国際的な取組みとして進められています。その結果として、無形資産をめぐる地域間競争に関しても、国際的なスタンダードというものが一つ示されておりますので、それをご紹介したいと考えている次第です。

(PP)

2枚目のスライドでありますけれども、こちらは、OECDの2013年の報告書が、まさに先ほどお話ししたような、イノベーションをどのように促進するかということに関する政策を集めた報告書となっております。ナレッジキャピタル、知識資本に対する投資というものをどのようにサポートしていくかということに関する報告書なのですけれども、報告書では、ナレッジキャピタル、知識資本と呼んでおりますけれども、企業の無形資産としては、ここに掲げたように、非常に幅広いものが例示されております。従来の古典的なものづくりで想定されていたような工場とか、機械といったものよりも、より無形のもの、ノウハウの蓄積だとか、あるいは企業内における組織プロセスといったものも含めて、こういった無形の資産、知識資本に対する投資というのが、これから、多国籍企業、あるいは先進国の企業にとって重要になるということで、この投資をどのようにサポートするかという問題意識でその報告書は書かれております。

税制につきましても、当然、チャプターを1つ割いて紹介があるのですけれども、その中で分析として示されておりますのが、こういった知識資産、あるいは無形資産に関する投資を促進していこう、サポートしていこうということになりますと、2段階で局面を分けて考えなければいけないと言われております。第1段階目としましては、創成、すなわち無形資産をつくり出す、クリエーションの段階でこういったサポートを与えるかというのが1つ目のフェーズです。古典的な投資に関するモデルですと、投資を行って、そこからリターンが生じるといって、1段階で完結した形でモデルが書かれることが多いのですけれども、無形資産に関しては、まず、1段階目として無形資産が創成される、つくり出される。そして、2段階目として、その無形資産を利用して収益を実際に生み出す。こういった2つのフェーズに分けて考える、それぞれの政策的サポートを考えるといったフレームワークが示されております。

(PP)

それに課税がどのように影響を与えるかということになりますと、それぞれ、創成の段階と使用の段階に分けて書いておりますけれども、これは非常に単純化して、法人税率が高い国と低い国と分けて、こちらで簡単な図を書いております。

法人税率が高い国のほうをまずご覧いただきますと、創成の段階においては、企業は投資を行うわけですけれども、それは当然、費用ということになりますので、法人所得の計算の上では、それが課税所得を圧縮すること

になります。課税所得が圧縮された際にどれだけ税メリットが生じるかを考えますと、当然、税率が高い国においてそういった費用を計上したほうが税メリットは大きいことになります。また、無形資産に関しましては、成功するか、失敗するかわからないというリスクな面がありますので、損失が発生した点を考えますと、そういった損失を計上する場所も税率が高い国であることが望ましいことになってきます。

ところが、実際につくり出された無形資産を利用して収益を生み出すというフェーズになりますと、使用によって生み出された利益にかかる税金は低いほうがよいということですので、高い税率の国では、なるべく収益は生み出たくないということになります。

低税率国のほうは、今、お話したのと反対の状況が生じることになってきます。

基本的に先進国である、福祉国家であるということになりますと、法人税率は相対的に高いということで、左の高税率国に振り分けられることになりますので、さまざまな優遇措置を通じて、こういった無形資産の創成、または利用というものをサポートしていこうということになってきます。

(PP)

無形資産をつくり出す、クリエイションの段階におきましては、R&D、研究開発費に関する投資減税を行うというのが典型的なものであります。例えば、費用として課税所得を圧縮するわけですが、それだけではなくて、税額控除を認めるといった形で恩恵を与えたり、あるいは投資額を割り増しして、120%か200%の償却を認めるといった国も存在しています。

非常に興味深いのは、このR&Dインセンティブを与えるというのは、先進国のみならず、税率が比較的低い国においても広く見られると言われております。それはなぜかといいますと、こちらで費用投入を促進する、先進国ですとこういった観点でサポートのための税制が設けられていると思うのですが、税率が低い国は、なるべく自分の国に無形資産を呼び込んで、自分の国で無形資産を利用してもらいたいと思っていますので、その取得費をR&Dインセンティブの対象に入れるという形で恩恵を与えるといった税制をとっている国が多いようです。

もう一つが無形資産の使用段階における優遇ということでして、これも広く知られているところですが、パテント・ボックス、あるいはイノベーション・ボックスと呼ばれる制度が存在しております。これは、無形資産に起因する所得に対して軽減税率を適用するといった税制です。ヨーロッパにおいては広く採用されていますし、また日本でも経産省が要望で書いたりとか、あるいは東京都も国家戦略特区の提案の中でパテント・ボックスの可能性に言及したりといったことで、一時、非常に注目されていたところです。

(PP)

ただ、先ほどのこの図に戻っていただくとおわかりのとおり、企業のみから見て、こういったプランニングが一番お得かといいますと、高税率国で無形資産を生み出すための投資を行って、それを低税率国に持ち出して利益を生み出すというのが、企業にとっては一番税メリットが大きいことになりまして、実際にそのような動きが観察されたということで、OECDがそういった企業の行動に対する対抗策を検討しております。

(PP)

こちらの例としましては、アマゾン(Ama z o n)が2000年代前半において、黒字化するという段階で、それまで開発していた技術をルクセンブルクに移転する。それによってヨーロッパ地域における収益のほとんどをルクセンブルクに集める。さらにいろいろと抜け穴を利用して、ルクセンブルクではほとんど納税をしないという状況をつくり出していたといった例がよく挙げられているところです。

(PP)

スライドの5枚目ですが、このBEPSプロジェクトと呼ばれているものなのですが、端的に言いますと、バリュークリエイション、「価値創出」の場と課税所得計上の結びつきを要求するというのが基本的なコ

ンセプトになっております。今、お話ししているような無形資産の創成とか、移転とか、利用といった話で考えますと、ここで挙げたような行動が、このBEP Sプロジェクトの中では取り上げる価値があるかと思えます。

(PP)

スライドの7枚目をご覧いただきたいのですが、先ほどのアマゾンの事案のように、アメリカの国内に存在していた技術をルクセンブルクに移転するという時点で、当然ながら、ルクセンブルクの子会社がアマゾンの技術開発の子会社からIPを買い取るという取引が行われています。その取引価格が適正であれば問題はない。国外に持ち出すにしても、ちゃんと代金が入ってくるのであれば問題はないということになるのですが、グループ内での取引ですので、しばしばその価格は疑わしいということでもして、それに対抗する税制として移転価格税制というものが存在しているのですが、これを強化するといった取組みが行われております。

(PP)

端的に言いますと、先ほど申し上げたケースですと、アマゾンの技術はもともとアメリカ国内の子会社に存在していたわけですが、これをルクセンブルクの会社がお金を出して買うわけですが、ルクセンブルクの会社というのは全く実体がないわけですね。お金があって、お金を払ってIPを買い取る。その後はIPを管理しているだけで、従業員もいないし、オフィスも、貸し事務所とか、メールボックスしかないような会社ということなのです。そのように、お金を出しているという意味ではリスクを負担しているのですが、みずからの意思でそういったリスクを管理しているわけではない。

(PP)

お金を出すだけで、リスク管理能力がない会社のことを、最近の言葉としてはCash-box companyと呼んでいますが、ただお金を出してIPを取得してくる子会社に対する課税を強化しようという動きが出ています。ですので、先ほど図のところ、高税率国でつくった技術、IPを低税率国に持ってくるという動きが企業としては合理的だというお話をしましたし、アメリカの場合ですと、低税率国というのは基本的に、ヨーロッパ地域であればアイルランドとなりますし、アジア地域であればシンガポールとなるのですが、こういった国々に持ち出すに当たっての税制上の規制はこれから厳しくなります。

(PP)

もう一つが行動5のほうですが、これは、国家が採用している有害税制に対しての対抗ということになります。一時、90年代の末ごろに、OECDが有害な税の競争に対して戦っていくことを宣言して、結局、それは挫折したのですが、そのころの名残とか、そのころの枠組みを使って、各国が採用している優遇税制に対するチェックを再び進めていくことをうたっております。

その中では、やはりパテント・ボックスというものが取り上げられています。パテント・ボックスをめぐっては、イギリスとドイツの間で非常に利害の対立が大きかったという背景があります。イギリスのパテント・ボックス税制は、海外から持ってきたIPを利用して生み出された利益に対しても軽減税率を適用する。つまり、イギリスの会社は何も開発していなくて、海外から買ってくる。海外から買ってきたIPが利益を生み出したときに軽減税率を適用するということでもして、もとはどこかという、ドイツとか、フランスとか、そういった税率が高い国ということになりますので、非常に緊張関係が存在していたのですが、このパテント・ボックスに関するルール、何が許容されて、何が許容されないのかということに関するルールが明確化されたところですね。

そのコンセプトといいますのが、支出と所得との間の連結を要求する。これを満たしていれば有害税制とは判断しないというテストであります。具体的なその中身は、この算式で示しておりますように、軽減税率の恩恵を受ける所得額につきましては、左上のほうに分母・分子で書いてありますけれども、その収益を生み出す源泉となったIPを開発するために負担をした支出額の割合で、軽減税率の対象となる所得額に制限をかけるといった規制が導入されることになっております。ですので、自分でお金を出して開発したIP、それに対応する所得でな

ければ、パテント・ボックスによる軽減税率の恩恵は受けられないという基準が設定されることになったということです。

今、お話ししたように、イギリスなどの反対で、認められる範囲は少しアロワンスができて、遊びの部分が存在しているのですけれども、基本的なコンセプトとしては、自分でお金を出して開発して、自分で利用して収益を生み出した、その部分に対してだけパテント・ボックスの優遇税率が適用できるという枠組みでOECDのスタンダード、基準というのは設定されますし、今後それを各国の税制の評価、これにひっかかるような税制に関してはリスト化して改正を促していくことになっています。

このように、国際的な動きとしては、実体もないままIPを移転することに関する規制は今後強化されるということですし、また、各国の優遇税制のあり方として、支出をしていないのにIPだけ持ってきて、そこで収益を生み出して恩恵を与える、パテント・ボックスの中でも、そういう濫用的なものに対しては規制が入るという方向で動いているということです。日本のように法人税率が高くて、かつ過去に蓄積されたIPが国内に相対的に多く存在している国にとっては、ある意味、望ましい方向で国際的な枠組みづくりが進んでいると言えます。

(PP)

最後にお示ししたのが、OECDワーキングペーパーとして、過去にタクセーション&イノベーションというワーキングペーパーが出ています。その中で、例えば、イノベーションというものに対する租税政策としては、次のようなものがあると示されています。先ほどお話ししたように、無形資産に関しては、創成の場面にサポートをするのか、あるいは利用の場面に対してサポートを与えるのかはやはり意識して考える必要があるのだろうということです。ここでお示ししているのは、どちらかというところにつくり出すほうにサポートする政策が挙げられています。なぜかといいますと、税率のところでお話ししたように、無形資産への投資というのは、結局、無形資産が成功するか、失敗するかということがわかりませんので、成功した無形資産にだけ報いるというよりは、その前段階の、成功するか失敗するかわからないけれども、無形資産に対する投資が行われている、その時点で政策的な補助を与えるのが望ましいといった考え方があるのだと思います。

特に日系企業ですと、本社によってIPを管理するという政策をとっておりますし、それを生かした形で国内におけるさまざまな研究開発活動を行うといった傾向がありますので、そういった従来から存在している日本の企業に対しての支援というのも一つ考えられるでしょうし、また、スタートアップに対する支援を考えても、創成段階に対する支援というのは一つの方向としてあるのだと思います。

もう一つ、外資系企業に対しては、IP管理をどうするかというのは、課税を考えてIPの所在地を決めるといった傾向が過去見られましたし、現実として、IPをシンガポールとか香港で管理するといった傾向も見られるのですけれども、そこは、もちろんベースとなっている法人税率が違うところですし、先ほどお話ししたようなBEP Sの枠組みがありますので、日本としては、そこに参入することは少し難しいのではないかと考えております。

また、昨年まで参加をしていた分科会の報告書として、第2回小委員会の束の資料の11ページに「企業の公的負担のあり方に関する調査報告の概要」が再録されておりますけれども、この調査の際に各国の状況を見たときの印象としましても、どちらかというところ、人材供給とか、あるいは企業ニーズと現地のさまざまな需要とのマッチングというところに行行政の役割を期待する、あるいはそういったところでの役割強化を各国がしているといった方向で動いていたように思われますので、創成段階でどういったサポートをしていくか、無形資産の投資に対してどうやってサポートしていくかを考えるというのは、最後のスライドでお示したように、結局はそこに投入される、一定のスキルを持った労働者とか、そういったさまざまなアイデアを持った起業家に対してどうサポートしていくかということなのかなと考えております。

すみません、雑駁な報告になってしまいましたけれども、以上です。

【小委員長代行】 ○○委員、ありがとうございました。大変興味深いご報告でした。

それでは、議論に入る前に、今の○○委員のプレゼンテーションの内容について、まず、何かご質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいですか。

○○委員、お願いいたします。

【委員】 どうもありがとうございました。

どこまで全体を理解したかわからないところもあるのですが、最初の2段階の分析というところで、無形資産の創成にかかわる税制の効果の前の段階に、ひょっとしたらゼロ段階とでも言うべきものがある、それは先生が最後におっしゃった創造的な人材供給といったところで、企業の受益性のようなものをどう考えるか。また、受益しているメリットの評価というか、はかり方のような問題についてどう考えるか、ご示唆をいただくとありがたいと思うのです。

と申しますのも、ご存じのように、例えば、クリエイティブシティとか、クリエイティブクラスとか、こうした無形資産投資を有効ならしめる、まさに都市の条件が大きく注目を浴びているわけでございまして、北欧なども二元的所得税などが言われるわけですが、他方では相当ペイロールタックスは高いわけですね。にもかかわらず、例えば、スウェーデンの企業などは、アッセンブリーラインはほとんど外へ出すけれども、少なくともヘッドクォーターはストックホルムを動かさないというところがあるわけでありまして、そこで企業の受益性というのがあるのかなと思うのです。といったことを考えると、ゼロ段階の企業の受益性及びそこにつながっていく公共サービスを中心とした都市のインフラのようなものと、先生のおっしゃる税制のデザインとの関連のようなことについて、ご示唆いただければと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

○○委員、お願いいたします。

【委員】 どうもありがとうございます。

第1段階目では、労働資本を投入すると資本が生み出されるという簡単なモデルになっておりますけれども、常にそれで無形資産がつくり出されるわけではなくて、当然、一定のインフラがあって初めて、そういった活動を行う条件が整うということです、おっしゃるとおり、この前提として、こういった無形資産の創成、あるいはそれを前提とした、次々と無形資産が蓄積されていくという条件が備わっているというところが、日本のように成熟した国にとっては非常に示唆的なところなのだろうと思います。その条件というのは、なかなか可視化は難しい面があるのかなと思いますし、結局、それは企業ごとに内部的に蓄積されてきたもので形成されているという面もあるかと思しますので、果たして、相互作用といえますか、都市が提供したものだけがインフラとして機能するのかというと、簡単にはそう割り切れないのかなとも思っております。

税制との関係で申しますと、何かをこう変えたら劇的に都市として良くなるというのはすぐに思いつかないのですが、逆に、これまで条件が整っていなかったところが、優遇措置をして、そういった条件を整備しようとした例がありまして、もちろん、アイルランドとか、そういった国なのですが、アイルランドとかは、比較的技能が高い労働者がやってくる、研究要員とかが移住してきた場合に、それに対する所得税を軽減するとかいった形で、イノベーションのためのインフラを整備しようとしたということがありますが、結局、アイルランドも、そういった優遇措置で呼び込んでくるということは、費用対効果としては割に合わないということで、制度を廃止したりしている例もあります。

ただ、このあたりの実証については、私、それほど詳しくないので、今、ご紹介のあった北欧でも、デンマークでしたか、税率が高い国ですと、短期で研究要員でやってくる人間に対しては、一定期間、軽減税率を適用したりといった制度も存在していると聞いておりますので、こういった人間をそこに呼び込んでくるかと

いうことで、これは国家のサイズも関係してくるのだと思います。小さい国ですと、人を呼ぶということに関しても、税率を下げるといった形でサポートしている面があるのかなと思います。

日本の場合ですと、ターゲットを絞って、そういう人にだけ税率を下げるというのは、どれだけ効果があるかというのがありますけれども、制度としては難しいのではないかと思います。お答えにはなっていませんけれども、申しわけありません。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

議論の本題に入ってきたところですけれども、この後、事務局から資料説明もいただき、進めていきたいと思えます。その前に、まず、〇〇委員のプレゼンの中身に関してのご質問はありますか。例えば、ここの数値がどうか何とか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今の議論、かなり核心に迫っているところもありますので、初めに、事務局から資料についての説明をいただきまして、それに続きまして、今の議論をさらに深めてまいりたいと思えます。それでは、お願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、お手元の資料「第2回小委員会の論点」をご覧ください。

冒頭、〇〇小委員長代行からも少しご紹介がございましたが、本日は「企業立地と法人課税」「まちづくりの課題と資産課税」の2点を論点としております。この2点が対のものという前提を置いているわけではなくて、例えば、まちづくりも企業の競争力強化に寄与するなど、相互に関係し合うものであると考えております。あくまでも、議論を始めるに当たりまして、一応、このように整理させていただいたというものでございます。

では、まず初めに、1点目の「企業立地と法人課税」についてでございます。企業負担と公的支援のあり方などについてご審議いただければと存じます。

続きまして、本日の論点に関する前期都税調答申の記載を確認しておきたいと存じます。お手元の資料「平成26年度東京都税制調査会答申の概要（抜粋）」をご覧ください。A4の一枚物でございます。

資料上段に記載しておりますけれども、法人事業税・法人住民税・法人税につきまして、「地方法人課税は、企業活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、当該サービスを受ける法人に課税するものであり、企業の負担に配慮しつつも、行政サービスを受ける法人に応分の負担を求めることが必要」といたしまして、また、「法人事業税・法人住民税は、地方自治体にとって不可欠な基幹税であり、他の税とバランスよく組み合わせながら、引き続きその役割を果たしていくことが適当」としております。

それでは、続きまして、「企業立地と法人課税」に係る資料のご説明をさせていただきます。お手元の「平成27年度東京都税制調査会第2回小委員会〔東京の活力向上と税制に関する資料〕」をご覧ください。

目次に続きまして、1ページの資料1は、法人課税の概要でございます。国及び地方の法人課税について、税率及び平成27年度の収入見込みを示してございます。

2ページの資料2は、法人事業税の概要でございます。平成27年度から2年間で外形標準課税を段階的に拡大することとなっております。

3ページの資料3は、法人住民税の概要でございます。

続きまして、4ページの資料4は全国の、5ページ、6ページの資料5、資料6につきましては、それぞれ東京都の法人事業税収入額、法人住民税収入額の推移でございます。

7ページの資料7は、都税収入実績の税目別構成比の推移でございます。

8ページにまいりまして、資料8は、国・地方における法人課税の実効税率の変遷でございます。

続きまして、9ページ、資料9は、諸外国の法人実効税率比較でございます。日本の税率は、東京都の超過課税を含めた税率をお示ししております。

続きまして、10ページ、資料10は、日本の国際競争力ランキングの推移でございます。国際競争力という

概念は様々な定義付けがされているところですが、この資料にございますIMD国際競争力ランキングでは、「経済状況」「政府の効率性」「ビジネスの効率性」「インフラ」の4つの分野で、それぞれ国際貿易や公的財政、生産性と効率性、基礎的インフラ等を評価指標といたしまして、グローバル企業の力を保つ環境が整っているかという視点で評価をしております。

続きまして、11ページ、資料11は、先ほど〇〇委員からもご紹介をいただきましたけれども、企業の公的負担のあり方に関する調査報告の概要でございます。これは前期の都税調におきまして調査を行ったものの報告概要でございます。日本の法人実効税率は諸外国と比較して高いと言われておりますが、資料右上の図2にもありますとおり、我が国の企業の公的負担は、対GDP比で見た場合、諸外国に比べて必ずしも高いとは言えないのではないかとしております。

続きまして、12ページ、資料12は、都市別外国人観光客数の推移でございます。グラフではなだらかに見えておりますけれども、東京を訪れる外国人観光客は2011年から2012年にかけては約100万人、2012年から2013年にかけては80万人強と大幅に増加をしているところでございます。

続きまして、13ページ、資料13は、諸外国の主要都市別国際会議開催数及び諸外国の主要空港の状況でございます。主要空港の状況は、右下に表の見方がございますけれども、各都市の左の数字が総発着回数、右の数字は総旅客数を示しております。空路の国際線就航状況は、東京も発着回数の増強を図りまして、75万回はアジア諸国の主要空港のトップとなっております。

資料の説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ただいま説明がありました論点と、あと、事務局の資料について、まず、あらかじめ、ご質問ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないということですので、今の〇〇委員のプレゼンテーションの内容も踏まえつつ、本日のお題の1つ目であります「企業立地と法人課税」の中でも、企業負担と公的支援のあり方に関して、あと20分ほど審議を進めていきたいと思っております。

その前に、今、〇〇委員がいらっしゃいましたので、すみません。

【税制調査課長】 それでは、〇〇委員がお見えになりましたので、ご紹介させていただきます。

慶応義塾大学教授、〇〇委員でございます。

【委員】 よろしくお願ひします。

【小委員長代行】 〇〇先生、よろしくお願ひします。

それでは、早速、審議に入りたいと思っております。これまで出た議論、あるいは先ほどの〇〇委員のプレゼンテーションに関するさらなるご意見、あるいはご質問も含めまして、どこからでもお願いいたします。いかがでしょうか。

この法人課税の問題は、昨年度からも、税率引き下げの議論と相まって、どのように考えていくべきかと。活力向上を考えれば、税率を引き下げつつ必要な税収を確保するという観点から、もう一方で課税ベースの拡大が必要だと。今日の〇〇委員のご報告に照らして言えば、租税特別措置の見直しという中でも、研究開発の部分のコストについて、医薬品関係の業界は相当恩恵を受けているのですけれども、そういうところまで含めて、租税特別措置を廃止すべきなのか、そこは残すべきなのかということも含めて、政府税調などでも議論をしています。

他方で、先ほど〇〇委員からもお話がございましたけれども、こうした無形資産というのでしょうか、研究開発を進めていく上では人材育成が欠かせない。そこには当然、一定の財源が必要だとすると、その財源をどのような形で確保していくのかということも含めた支援も考えられなければいけない。ですので、こうした企業の研究開発ですとか、無形資産というものをつくっていく環境を整える上で、税制上、どういう形で優遇を考えてい

くべきなのか、あるいは取るべきものを取った上で、補助金ですとか、政策ベースで何か支援をしていくべきなのか、そういったことも含めて、かなりいろいろな論点があるところではないかと思えます。

そこは国の政策として見る部分もあれば、他方で、東京都としてどのように考えていくべきなのかという視点もあるかと思うのですが、問題提起、ご質問でも構いませんし、ご意見でも構いませんし、どなたからでも、ぜひご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 ご質問に当たるかもしれませんが、資料の11ページの東京都の税制調査会の着眼点というところで、受益と負担の関係につき、これまで十分な考察が行われてこなかったのではないかとこのところではあるのですが、これはどのレベルで十分な考察が行われてこなかったとおっしゃっていることなのか。東京都の税制調査会の中でということなのか、日本全体なのか、それとも国際的なことまで含めてそうなのか、どのような意味でここが出てきているのかについて、教えていただきたいと思えます。

【小委員長代行】 では、事務局、お願いいたします。

【税制調査担当部長】 主に日本の国内の議論として、日本では一般的な主張といえますか、論調としては、法人に対する所得課税が税率として高いといったことは言われているわけですが、アジアにおける税率と比較して、そこに対等な条件をそろえていくべきではないかといったことで、アジアの法人税率に向かって下げていくというお話があるわけですが、そうしたときに、一方では、アジアにおいて企業をサポートするような税制、行政における施策がどれだけ条件として整っているのか。仮にあまりサービスが行われていないとすれば、そういったところと同じ条件で税率を下げることを目指していくことが果たして適当なのか。

また、もう一つは、地方における法人課税が特に税率を高めているといったこともあるわけですが、我が国においては、企業をサポートするといった面の行政サービスが地方行政においても行われているといったことでの着目、今までの法人税率、実効税率といった議論の中で、必ずしもそういったことがよく考慮されていなかったのではないかとこの趣旨での考え方でございます。

【小委員長代行】 〇〇委員、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。これは結論を出すという話ではないので、どこからでも自由にご意見、ご発言いただければと思います。

では、〇〇会長、お願いします。

【会長】 今の説明でよろしいのですが、せっかくなので、今、ファイルの中に入れていただきました前期の答申の前のところに、企業の公的負担のあり方に関する調査報告の全文が入っております。目次を見ていただくとどういった調査をしたかがわかるのですが、今、事務局から説明いただいたのは、1ページの下から6行目のところですか、企業負担と行政サービスとの関係について、これまで十分な考察が行われてこなかったとの意識から、企業をサポートする行政サービスや公的負担のあり方について考察するというところで、たしか4つの国、スウェーデン、アメリカ、ドイツ、オランダの実態調査を踏まえて議論をした。

その結論は、中を読んでいただければいいのですが、報告書の44ページに「総括」というのがございます。まとめのところですが、そこに、先ほどの〇〇委員の発言にも関係しますが、5番の「総括」の下から4つ目のポツで、従業員の雇用環境を確保するために、子育て支援や介護などのサービス、あるいは企業立地や創業を支援するサービス、そしてインフラ整備、就労者の教育などの支援策といったことが、それぞれいろいろな国で行われていることを調査した上で、これが地方政府の役割として、日本でも今後の課題として挙げられているのではないか、そういう調査報告を得て、先ほどの答申に至ったというのが、これは前期の結論なのです。それを踏まえて、今期は、〇〇小委員長代行と〇〇委員以外は全員新しい方なので、そこに参加されていなかったの、ぜひ改めてこれをお読みいただくと、今後の議論に非常に役に立つのではないかと思います。よろしくお願

たします。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 遅参して申し訳ございません。文脈が必ずしも把握できていないので、若干ずれたことを言うかもしれませんが、〇〇会長がおっしゃった前期までの議論ということで、今回、法人税改革が行われましたことを踏まえた新しい展開について少し、私なりの問題意識を申し上げたいと思います。

前期も法人課税のあり方についていろいろ議論させていただいて、私はどちらかというところ少数派だったような気がしますけれども、繰り返しになります、いわゆる埼玉都民とか、神奈川都民という言い方をされたりして、東京都民でないけれども、東京で勤務している方がおられて、必ずしも居住地での個人住民税は東京都には納めておられないと。そういう観点からすると、それを法人課税で代理して、非居住者に対する個人住民税を代理して取っていることと理解する部分までは応益課税と言えるのではないかと思うのです。けれども、それ以上は、伝統的に、法人住民税なり、法人事業税というのは応益課税だと、こういう文脈では位置づけられていても、私はそこまで広く応益課税と言えるものなのかと、応能課税的などころが混ざっているのだらうと思います。

その中で、先ほど事務局のお話にもありましたけれども、国際的な税率引き下げ競争の中で、どう東京が対応していくかということだと思います。私は基本的には法人課税を地方自治体がいつまで課税し続けられるのかという認識を持っていて、これも前期にも申し上げたことがありますけれども、トゥビグ・トゥフェイルだと。つまり、税金が多いので、なかなか急にはやめられない、つぶせないというのが正直なところなのだろうと。それでいて、いつまで法人課税に東京都としてしがみついていくのかと。今日は他に固定資産税の話もあるので、むしろ私は土地に対する固定資産税を課税して、それによる税金にシフトさせていったほうが良いとすら思っているわけです。けれども、急にはなくせないということではあると思いますから、どうやって合理性を見出しながら法人課税をしばし続けていくかということなのだろうと、私自身は見ております。少数意見ですけれども。

さて、そこで、今般、法人税改革が行われて、特に地方税では、法人事業税において、資本金1億円超の法人に対しては、所得割を減らして付加価値割をふやすという構造になったわけですね。ですから、間もなく付加価値割による税金が多くなっていくことをどう受けとめるかですね。純粋に所得課税、つまり、法人所得に課税するものが今までの法人課税として地方税でも位置づけられてきた性質が変わってくる可能性があるということですね。特に法人事業税で付加価値割のウェートが、善し悪しは、論評は抜きますけれども、増えてくることは間違いない動きですから、そのときに、純粋にこれまで法人所得に対して課税されるという認識から、加算的付加価値税なので、厳密に消費税と違うわけですが、そこをどう考えていくかは、論点としてこれから議論する余地があるのかなと思います。

それから、もう一点は、実効的には法人税制で効いてきているわけですが、結局、国の法人税の税率を下げることで、法人税制も比例的に減る。法人税金は、もちろん、法人税のパラドックスとか、大げさなことを言えば別ですが、純粋に税率を下げた分だけ税金が減るという部分だけを取り出せば、その部分の影響は受けるということです。けれども、さはさりながら、超過課税をやっていますね。だから、この超過課税をどう考えるのか。標準税率が下がる、ないしは標準税率で課している、税金がその分減るということだとしても、これは東京都として独自の判断で超過課税はできるわけですね。今後、いろいろな議論がどうなるか、行方も判断を許しませんけれども、もし法人税制の税率を標準税率として下げるのが国のほうで法律として通ったとして、ひょっとしたら、そういう議論があると、都税調でも、多分、それに対して意見を言いたくなるのだと思いますけれども、どう言うかは別として、極端に言えば、別に標準税率が下がっても、超過課税ができるのだから、自分たちが構えたい税率は独自に事実上決められるという話は、それはそれとして残っている。そういう言い方

もできるわけですね。どうしろ、こうしろと言うのはあえて論評を抜きます。

むしろ、ここは主税局にお伺いしたいのは、超過課税は、もちろん制限税率はありますが、それは今の議論では置いておくとして、私が認識したような、最終的に標準税率に上乗せして超過課税できるのだから、それなりに税率設定は東京都の自主性が法人課税には残されていると理解してよいのか。それとも、超過課税といっても、都議会もオーケーしてくれないといけないので、私が言っているほど簡単なものではないと理解すべきなのかを、最後、1点お伺いしたいと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

それでは、事務局のほう、お願いいたします。

【税制部長】 税制部長です。

理屈からいきますと、確かに法律の認められている範囲内で地方団体は最高まで税率を引き上げることはできると思うのですが、現実問題として、議会の議決があります。議会もいろいろな背景を持った議員がいらっしゃるわけですし、東京都が、では、こうやりますと言ったからといって、精いっぱい税率を上げられるかという、必ずしもそうではない。東京都が今やっている超過課税はいつやったかという、美濃部都政のときにやっているわけですし、あのときは東京都が非常に財政難に陥って、国に対して起債制限訴訟まで起こすようなことをやっている。その中で、今、法律でできるのは何かということを生懸命探してやった。そういう相当なエネルギーがないと、多分、できないのだろうと思います。法律で認められるからできるかという、必ずしもそうではない。なかなか難しいかなと思います。

【小委員長代行】 ○○委員、いかがですか。よろしいですか。ありがとうございます。

○○委員、お願いいたします。

【委員】 先ほどの○○委員のご発言、少なくとも前段部分のご認識については違和感ないのですが、1つ、応益性というのは必ずしも定まったものではなくて、可変的なのかなという気もしておりまして、応益性は現状では必ずしも高くない。よって、まさに競争優位を考えた場合、応益性を高めていくという発想も必要なのかなと思うのですね。

東京のど真ん中で田舎の話をするようになってしまうのですが、日曜日に徳島の神山町というところに行ってきたのですが、そこではグリーンバレーという事業体が東京からIT事業者を引き抜いているわけですね。引き抜く環境として、現状では、1つ、震災に対するセキュリティというのがあって、サーバーをどこに置くのかというのは意外に大事なことで、神山町では地盤が非常にしっかりしていて、それが売りである。

こうしたセキュリティの問題もあるのですが、もう一つは、さっきのクリエイティブクラスみたいな話と関わってきて、知的創造性というか、創発性みたいなものを考えたときに、ベタな話で恐縮ですが、シリコンバレーのソーシャルキャピタルみたいなものですね。ネットワーク時代だからこそ、逆に物理的にそうした事業者等が接近していて、コミュニケーションできるかという環境が非常に重要で、東京に比べれば、神山町の出会いの確率はずっと高いのだということで誘いをかけて持っていこうとしているわけですね。

現状では、IT分野で働く人たちはまだ単身者が多いということで、子育てとか、住居でのメリットは生かされていないみたいなのですが、将来的にはそういうところで環境を整えていくという戦略のようございまして、神山町の戦略は東京にとっても無視できないところがあるのかなと思います。

先ほど、企業の側に蓄積されているノウハウが無形資産の創成ということで大きいのではないかと、そのとおりだと思うのですが、同時に、今、申し上げたような意味でのインフラを高度化していくことによって応益性を高めていくという発想も必要かなと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

○○委員、お願いいたします。

【委員】 ○○です。

税に関しては本当に素人なのですけれども、今の○○委員のご意見に触発されて、先ほど来、私も悩んでいたことをそのまま申し上げようと思います。今、神山町のお話が出たのですけれども、都市を見たときも、例えば、LINEがわざわざ福岡を選んで立地するとか、あと、つい最近ですと、楽天が都心を離れて二子玉川に本社を移すというあたり、こういうIT関係の典型でしょうが、企業が立地するときに選ぶ尺度が、神山町もそうだと思うのですけれども、何か少し変わってきたなという気がするのですね。

後でお話しさせていただくのは、一応、今日は固定資産税とか都市計画税絡みの話ではあるのですが、そういうオフィスが立地している地区で、都市というよりも地区レベルのクリエイティビティーをどう上げていくか、あるいはQOLをどう上げていくかみたいな議論があって、アメリカなどでは固定資産税に連動した形で負担やインセンティブを考えていくことが多いのですけれども、日本を考えた場合、特に東京の都心部などは、立地企業の多くが非常に大きな法人であったりしますので、こういう法人課税にも応益性があると理解できるのだとすると、例えば地方法人税なども、東京で魅力ある地域をつくっていくための一つの財源に位置づけられる可能性もあるのかなということを少し感じたところです。

都市再生の視点からすると、今、国が認定する都市再生推進法人には所得税や法人税に関する優遇策があります。確か、都市再生推進法人に土地を売却した場合に、その売却した法人は所得税とか法人税の軽減措置があるみたいな話なのですけれども、今後の都市戦略としては、単に土地を売却するとかいうのではなくて、地域の子育て環境とか、去年の報告書にもいろいろ出ているのですけれども、ハードではなく、地域のソフトウェアの質を上げるために税を使っていくことも大事な視点です。そして、それはひょっとしたら応益性の理屈の変化とか、そういうロジックの中で整理を試みたりできるのではないかと感じていました。すみません、感想です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。だんだん話が固定資産税も絡んで、都市の魅力はどうつくるかということになったのですけれども、1つだけ、私も今、お話を伺っていて思い出したのが、半年ぐらい前に、東京都の大田区に区の産業振興協会があるのですけれども、あそこは本当に小さい町工場がたくさんあって、でも、そのネットワークづくりがうまい。何か1つ注文が来たときに、その知恵というのをうまく、集まって話しながら、新しい技術をどんどんつくるといふ、そういうプラットフォームができています。どこにどういう人がいてという情報をきっちり束ねたりしつつ、あと、海外に進出するときも、タイのバンコクとか、アジアの受け入れ先にどういう人がいて、どこにアクセスして、どうつなげれば現地に立地できるかという人の紹介まで含めて、トータルに、きめ細かくサポートするという体制を区の組織が行っているのですね。

そこまで、よろず相談を担い、人と人をつなげつつ、何か新しいアイデアを出すための人材をつなぐとか、情報を提供するということまで幅広くサポートしているというときに、中小企業への支援を担うことのできる人材があるというのは、東京にこれだけの税収があって、財源があるからということもあると思うのですけれども、他方で、それに関する財源を取るときに、先ほどの議論にありましたけれども、それは地方の法人課税を取るのがいいのか、それとも固定資産税のようなもので取るのがいいのか、そういったところまで含めて、幅広くここで議論をしていければいいなと思いながらお話を伺っていたところです。

ある種のプラットフォームを、生産の場面、あるいは技術開発とか、あるいは今日出た無形資産をどうつくるかということ、もう一方で、そこで暮らす人たちの子育てなどをどう支えるかということも含めて、まちの魅力というところにかかわってくる話にもつながるかと思いました。では、後段の議論に入っていきたいと思いません。

2つ目の論点が「まちづくりの課題と資産課税」となっておりまして、今、お話をいただいたところなのですけれども、○○委員より、続いて2番目のプレゼンテーションをお願いいたします。

【委員】 では、後段、よろしく願いいたします。

(PP)

今日は、事務局の方と打ち合わせをさせていただく中で、事務局からの資料にも入っておりますけれども、B I Dという仕組みを含め、官民の連携のまちづくり、とりわけ、東京の前に既にオリンピックを経験したロンドンの事例などを入れてほしいということがありましたので、ちょっと知識不足なところもありますけれども、そういう視点からお話させていただきます。

(PP)

私は、2010年にロンドンに、そして大学院時代にニューヨークで過ごしました。これらの都市を念頭に置きながら東京を考えますと、いずれもグローバル都市です。よって、最初にグローバル都市という視点から、その現状と課題を示したいと思います。先ほど来、都市ランキングの話が出ておりますけれども、近年、こういうランキングが不動産や建設業界で非常に意識されています。ただ、そう言う中で彼らが東京全体の競争力を上げようと思っているかという、そうでもなくて、どちらかという、東京の中でさらに地区間競争が進んでいて、民間主導で、それぞれの会社が、自分の会社ムラではないですけれども、建物だけでなく、質の高い地区をつくるために取組みを進めています。こうしたことは必ずしもすぐ収益が出るわけではないけれども、先行投資として、かなり草の根ですけれども、周りの地権者とか住民の人たちと連携してまちづくり活動を進めていくようなことを、大企業さえも東京の中でやっている現状がみられたりします。

(PP)

他方、東京もそうですけれども、ロンドンとか、ニューヨークなどのグローバル都市では、華々しい側面だけではなくて、都市内の格差、ホームレスの増加など、いろいろな社会的問題も抱えているわけで、そういうものが都心のいろいろな地区に出てきているということもあります。

そんな中、ニューヨークやロンドンの中で、近年進んでいるのが、2ページにあるような都市空間の民営化と言われる現象ではないかと思っています。もちろん公共施設を指定管理者みたいにするというような、施設運営の民営化もありますけれども、公園や道など、ある程度の広がりをもつ公共空間を「コンセッション」という形で、かなり裁量をもって民間で運用できるようにすることで、にぎわいをつくり出していくような契約が進んでいたりとか、あるいはそもそも民間事業としてインフラが提供されて、そのまま管理もやっていく、でも、実際に使い手からするとほとんど公共で提供された施設と見分けがつかない。つまり、不特定多数の人たちが24時間入れる。でも、実はそれは民間の空間だということも、沢山出てきていたりしています。

(PP)

その効果として、例えば、ニューヨークでもロンドンでもそうですけれども、公共空間というと、ともすれば、ちょっと治安が悪くなるような、お酒を昼間から飲んでいる人がいたり、寝ている人がいたりして、本来楽しみたい人が入れないような雰囲気になってしまうということも都市では起きがちなのですが、最近、民間が管理をすることで、いい意味でも悪い意味でも秩序が保たれた、そしてにぎわいのある都市空間ができているということがあります。ただ、それは裏返して言うと、にぎわいの場に変化することによって、直接的には意識していないけれども、間接的に排他性が生まれる危険性はある。

サンフランシスコでグーグル(G o o g l e)が、いろいろな公園に投資をしています。また、市のほうも、公共空間から収益を生み出して、それをまちづくり、ほかのことに関連させていくという流れを重視する中で、どんどん公園を有償で貸し出すということをやっているわけですが、貸し出すのはいいし、にぎわいは生まれるのだけれども、今まで使っていた低所得者の人たちが使えなくなって、排除されているわけではないけれども、相対的に使えなくなっていくみたいなきっかけが起きたりすることがあります。

もう一回効果の方に戻りますと、例えば、ニューヨークのタイムズスクエアとか、あるいは、まさに企業の立

地などで言うとポートランドのパールディストリクトなどもそうだと思うのですが、前例のない公共空間の使われ方が起きています。都市空間を面で使って、例えば、道路、公園、はたまた動物園とか、博物館とか、色々なところを線や面でつないで、世界会議とかNGOの大会が行われたりするようなこと。あるいはタイムズスクエアなどでは、道路空間を使って1,000人単位の壮大なヨガイベントが行われていたりします。これは単に、今までにないパブリックスペースの利用というだけでなく、それによって公共的な空間、それは民間が持っているものも、公共が持っているものも含めてですけれども、つまり人が集まるところで、いろいろな形で収益事業が行われ、それが維持管理に還元されることによって、財政的に自立した都市の中の公共的な空間の提供と維持管理が行われる効果がみえてきています。

ただ、もう一つ、それを懸念のほうから見つめてみると、では、民間に全部やらせてもらうということになるわけですが、実はそうできない可能性が高いのです。なぜなら、民間セクターは収益が上がる、実現可能などの尺度で場所を選択するという可能性があります。その結果、ここはできるけれども、ここはやらないということは出てくる可能性はあるのだらうと思います。

このように期待も懸念もあるのですが、こうした公共空間の民営化が進んだ結果として、例えば、タイムズスクエアであれば、ここは車と人が入り乱れたところですが、今、壮大な公共空間になっています。これは確かに市役所の英断ではあったのですが、市役所が、ここは全部広場化してしまう、都市計画決定で言えば、道路を廃止して広場に変更するというような決定をして、それを指定管理者というか、コンセッションを通じて民間に管理を委ねるという形になっています。ただ、市役所だけで、今は歩行者と自転車の時代だから、道路はやめてしまえという判断ができるかという、やはりそうではなくて、変えた後の空間を使ってくれる人、使い方をコーディネートするような担い手がいなければ進められないのですね。

このタイムズスクエアでは、今日の一つのテーマであるBIDが1980年代の終わりにできました。彼らは最初から、パブリックスペース、人の動線の問題、地下鉄駅からまちを歩いていくときの動線の悪さとか、公共空間の少なさとか、その管理の質の低さとか、それを非常に問題にしている、市と共同でいろんな調査をしてきたのです。それで、いろいろな提案を出す中で、市も社会実験をしたりして、こういう英断につながっているのです。そして、ここはBIDという、後でもう少し申し上げますが、地域の資産所有者、土地・建物を持っている人たちが、日本で言う固定資産税に上乗せする形で一定の負担金を拠出して、それを財源として、地区のベースとなる公共サービスの上乗せで、その地権者の人たちが必要だと納得した事業に対して使っていくということをしています。アメリカの場合もともと治安維持とか清掃とかがメインでしたけれども、徐々に、先ほどのイノベーションの話ではないですが、地区として競争力を持たせるためのマーケティングだったり、PRだったり、こういったイベントだったり、どんどん市と連動しながら、公民連携型の事業を進めていくと変わってきています。そうした中で必ずやるのが、ベンチマーキングといいますか、何を目標しているのかを設定して、それに対してどうなっているのかということを定期的に測定し、公開していくということです。この辺りは、徹底的にやっています。犯罪指数だったり、賃料水準だったり、訪街者だったり。

(PP)

こうした仕組みは実はニューヨークだけに限らず、ロンドンだけでもないですね、ドイツとか、いろいろなところに広がっています。話がBIDに行っちゃいましたが、戻ります。ロンドンで今、非常に議論になっているのが、このガーデンプリッジです。もともと民間建設・民間管理橋というコンセプトでしたが、今では国とロンドン市が6,000万ポンド負担予定だということになり、その結果、公金を入れてまでこんな一部の民間がつくる橋が必要なのかというような、必要性や正当性に疑問の声が上がっています。

(PP)

こういう形で、ロンドンもニューヨークも、街を歩いてみると、かなりいろいろなところに、民間で管理され

る公共的な空間がふえていることがわかります。例えば、ロンドンに観光に出かければ、とてもおしゃれなマーケティング、スピタルフィールドマーケットという、多分、女性向けの雑誌などにいっぱい出てくるようなマーケットがあるのですけれども、こういうのも民間の空間です。この広場にはたくさんの人が集まります。キングスクロスなどもそうです。マンハッタンのブライアント公園はそれの象徴的なもので、80年代は麻薬の取引などで危なくてしようがなかったのですけれども、民間管理、B I Dの管理になりまして、非常に今、にぎわっている。ただ、にぎわい過ぎて、収益事業が行き過ぎているという面もあります。

(PP)

こうした現象を前提として、イギリスの話に焦点を置いていきます。公共空間管理だけではないですが、一般的にまちづくりに関して公民連携を始めたのは、サッチャー政権で、以来、いろいろ進んできています。具体的にはP F Iから始まり、もう少しコミュニティ団体とか、ボランティア団体を含むような連携をしようというメジャー政権に発展し、それから、ブレア政権になると、コミュニティニューディールとか、地域戦略パートナーシップとかが出てきて、多様な主体の連携、社会問題の解決は基本的にはパートナーシップだというのが、低所得者のエリアから都心部まで、かなり徹底してきています。今のキャメロン政権も、そういう方向性を引き継ぎつつ、より経営できる地域共同体、それもローカリズムというので、言ってみれば局所的なところで、でも、自立的にコミュニティで経営していきなさいということを進めようとしています。

(PP)

これは象徴的な写真ですけれども、都市は様々な主体の活動によって支えられています。例えば、ここでピンクは市や区ですが、それだけではなくて、民間で管理されているところもたくさんあることが分かります。また、さらには、今、言ったような、コンパクト、要するに、契約に基づいて官民が一緒にやっていたり、テムズ川沿いなどはクロスリバーパートナーシップで官も民も入って、EUからファンドを取ってきて、そこに市の事業、それから、民間の企業がお金を出していく。そういうものが基金化されていって、川沿いの魅力の向上というお題目ではありますが、緑を守る事業からイベントまで、いろいろなものを基金としてパートナーシップが動かしているというものもあつたりします。そういう意味で言うと、今の都市空間は、官でもない、民でもない、その連携も含めて、かなり多様な人たちが参画しているということだろうと思っています。

(PP)

官も大事だし、ボランティアセクター、企業、いろいろな人たちが取り組むというのは大事だということが認識されていますが、それをどう仕組みにしていくかということは、まだまだ日本では議論が進んでいない。これからの日本において課題になるのではないかと思います。例えば、アメリカのB I Dは官でもなく、民でもない、準政府セクターといえますか、そういう位置づけとされています。それは、基本的には自治体よりももう少し小さなエリアで、行政の取組みに上乘せして、独自に地域の課題に取り組んでいくということなのですね。今まで市民は、行政とか、企業とかに、いろいろなサービスを提供してもらっていた。でも、利用者や生活者として、自ら市民が問題解決したり、ニーズに対応できたり、そのための事業をやれたりする仕組みがあってもいいのではないかと思います。

行政の役割は非常に大事なただけけれども、アメリカなどは日本と違って、シビルミニマムというか、行政サービスのベースラインがはっきりしていて、街の公共空間を見ても、税金で植える木はこのぐらいだとか、舗装は大体このレベルとかいうのがあります。それよりも上乘せしようと思ったら、自分たちでやらなければいけないというのが見えやすいのです。この考え方は、これからの日本でもあるのかもしれないと思うわけです。要するに、先ほどの応益という話ですと、やれるのだったら自分たちでやりなさいと、そのための仕組みを提供するのです。プラスアルファが存在できるような社会もあるのかなと思います。そうすることによって、自立と再配分が両立できるような社会の形をつくれればいいのではないかと、逆に思うわけです。都心の企業コミュニティ

とか、二子玉川とか、比較的新しく条件の整った街でもっと質の高い街をつくりたいという気持ちがあるのだったら、自分たちで負担金を出し合って、自分たちで地区運営をする。そういうものを後押しするような仕組みはあってもいいのではないかという気がするわけです。

(PP)

ロンドン市では、市議会が数年前に公共空間マネジメントのモデルを4つ出しています。この4つ目がB I Dによる管理で、今回の新しいモデルとして打ち出しています。もうそろそろ時間で終わらなければいけないのでざざっといきますと、①と②と③は、要するに、市、行政が管理するというのと、それから、P F Iなどを通じて、営利セクターが開発に基づいて空間をつくっていった、それを民間が協定に基づいて管理していくというのと、もう少しコミュニティベースで、ボランタリーに、アダプト制度のようなものを使って管理していくものです。

それに対して、イギリスがB I Dという北米で発展していた制度を取り入れたのは2004年なのですね。いわゆる地方税改革の中で、インフラに関して独自に課税できる仕組みとか、それから、これも上乗せで、いわゆるビジネスレートという事業所税、それに上乗せして、地方の判断でB I Dの負担金を取ってもいいというものが出て、2004年なので、まだ10年ほどしかたっていないものなのですが、出てきました。それによって、この空間管理に関しても、④の公民連携でありながら民間事業者に管理が委託されていくというモデルが出てきたとなっています。

(PP)

細かい表は飛ばします。

(PP)

①②③ということで、例えば、オリンピックの跡地などは、今はまだ行政主導ですけども、徐々に②から④に移行していきたいのだろうなということが少し見えます。

(PP)

それから、非営利セクターということであると、ハウジングコーポラティブとか何かをつくってきたコインストリートなどが非常に有名なモデルです。ここもちょっと飛ばします。

(PP)

それから、もう一つ、非営利セクターのモデルで言うと、現政権がローカリズム法という、言ってみれば分権法なのでしょうけれども、そういうものがあって、先ほど言いました非営利セクターがもう少し経営能力を持って、地域にあるいろいろな資源を運営していきなさいという仕組みをつくっていて、新しく「コミュニティライト」という概念を打ち出しています。

例えば、地域住民のウェルビーイングの実現に必要な建物として、各地でパブがコミュニティの管理になってきています。これは公共施設ではないのですけれども、ただ、地域住民にとっては心の支えといいますか、交流センターみたいな位置づけがあったのですが、経営難によって全英でどんどん閉まっていることが問題視されています。こういう民間資源のほかにも、公共施設、例えば市が運営してきたプールだとか、図書館とか、そういうものも老朽化などで閉鎖が相次いでいるようなのですが、そういうものをコミュニティ団体、住民などが、「コミュニティにバリューのある施設」だとして、あらかじめ登録できるような仕組みがつけられました。

(PP)

これがCommunity Right to Bidという、いわば入札参加権といえる仕組みです。いったん登録されると、いざその施設が売却される事態になったとき、市場に出す前に、手を挙げた団体に持っていかなければならないことになります。その後、6カ月間だけモラトリアム期間を置き、必要な資金調達をする時間を与えるのです。うまくいったら君たちで運営しなさい、そんなような仕組みです。

(PP)

これは第1号のパブです。ロンドンの南部の、中流階級の住宅地、そんなに裕福ではない若者たちも住んでいるエリアです。ここで最初のCommunity Right to Bidの登録申請がなされました。地域住民たちが6カ月間、寄附金集めに奔走して、かつ融資なども受けながら、無事パブとして再オープンした、そんな事例です。これはオープン前の写真ですけれども、こういう若い人たち、でも、設計士だったり、実は弁護士だったりするのですけれども、そういう人たちがやっています。

(PP)

それで、次に4つ目の公民連携モデルです。先ほど言いましたように、これが一番新しいモデルとされています。先ほど言いましたように、2004年にBIDの法律ができました。その後、ウェールズ、スコットランド等も同じような法律ができていて、去年の段階で130、今はもう少し増えて150ぐらいになっているのですが、全英でBIDが設立されています。ロンドンの都心部を見ても、ニューヨークなどはこれ以上の集積になっているのですけれども、境界を隔てて隣にまた違うBIDがあるという形になっていたりします。

(PP)

今日、事務局で、これをモデルとした条例を大阪でつくったときの資料を幾つか、資料29、30あたりでつけてくれていますので、また後でご覧いただければと思うのですけれども、基本的なところで、イギリスのBIDはアメリカと違います。アメリカは固定資産税に連動してBIDの負担金が設計されているのですが、イギリスでは、非居住用資産に入居する者、つまり、所有者ではなくて事業者が負担者になります。これは、釈迦に説法ではありますが、ベースとなっているのが事業所税、いわゆるNon Domestic Rate、あるいはBusiness Rateと呼ばれる、そういう税だからです。よって、BIDは使用されている税目がアメリカと違いますし、それによって負担者が異なります。ただ、上乗せ課税によるという点では共通しており、それによって負担に強制力を持たせていることも同じです。そうして徴収した財源を、地域の運営団体、これは基本的には民間の事業能力を持つ団体ですけれども、そこに還元します。この団体を支えているのはアソシエーションで、払っている人たちがいわば納税者組合といえますか、そういうものを組織して、運営を支えるという構造になっています。

この収入をベースとしながら、先ほども言いましたように、公共空間を委託のような形で管理していたりします。そこでよくあるのはマルシェとかですけれども、マルシェやイベントなどを開催していて、自主事業の収入を持っています。そういうものをベースとしながら、この地域で必要なこと、例えばプロモーションだったり、治安維持、美化だったり、もう少しソーシャルな活動をやっているところもありますが、いろいろなことをやっています。その財政規模は、数百万単位から2~3億円ぐらいまで様々です。

(PP)

この辺は飛ばします。アメリカは固定資産税なので、資産の価値をどんどん上げていこうということに非常に重点が置かれるのですけれども、イギリスは事業者で、中には商業者も多いことから、商業振興とかコミュニティ強化とか、端的に言えば、そこに人が集まるようにしようとか、そういうことに焦点が当てられるようです。少なくとも、イギリスの人たちはそう言っています。アメリカと同じように清掃とか、安心・安全ということがベースの活動なのだけれども、もう少し環境だったり、にぎわい、さらに言えば、暮らしの質とかQOLを上げていくということ、地域のビジョンに基づいてやっています。

(PP)

先ほども言いましたが、私が大事だと思っているのは、強制力を持って徴収された税が、その徴収元の地域に還元され、地域で事業が運営されている点です。BIDの負担者はその税を必ずしも再配分とか公共サービスの対価とは思ってなくて、地域をより良くしていくための一つの「共同投資」みたいな位置づけで考えているのですね。より具体的に言えば、こうした財源をてこにして、さらにいろいろな投資を地域に呼び込もうというこ

とを考えているのです。例えば、先ほどパートナーシップで川をよくするというのを紹介しましたがけれども、このパートナーシップに入っているのがベターバンクサイドというロンドンブリッジの南岸部にあるB I Dです。このB I Dの収入を見ると、税のほかにも収入をかなり得ており、その中に間接収入と捉えられている部分がある。これが、まさに川辺の改善事業によるものです。これは直接自分たちの口座に入ってくるものではないのですけれども、パートナーシップをつくって行政と民間が一緒に進める事業です。川辺であれば、例えば行政が行う護岸工事だけではなくて、それと連動して、例えば、民間で自転車ツアーをやったりするか、近所の企業のCSRでその人たちがコミュニティーの活動をやる場にするとか、いろいろなソフト事業と連動しながら地域をよくすることが起きている。そういう活動にも広がっているのですね。なので、B I D税というものがあって、ベースとなる活動ができることによって、そのほかのいろいろな自主財源を生む事業が出てくるのです。

(PP)

私は、こういう考え方を、まちづくりの考え方として捉えてもいいのではないかと考えております。その1つ目が、都市政策で目指す方向で、民間、特に地域で複数の人たちが協働してやっていくようなものに対して、何らかのインセンティブをつけていくことです。例えば、B I Dのように自分たちでお金を出し合ったら、それを自分たちで自由に使える仕組み、別に補助金を出すとかいうのではなくて、そういう枠組みをつくっていくと思います。こうした地域団体は、アメリカなどでは非営利団体として税制優遇を受けられる認定を受けています。

また、どの国でも、こうした地域の代表制を確保した民間団体をつくることによって、行政のパートナーとして、いろいろな権限移譲、空間を使っていくときの委託だったり、コンセッションのように権限移譲等を伴って官民と一緒に事業を進めるというようなことが見られます。民間事業に収益をもたらしつつ、政策にも寄与するのです。今日は、個別の地域の話はあまりできませんでしたが、例えば、空き家問題の解決などに取り組んでいるところもあつたりします。

それから、多くのB I Dがビッグイシューと連動してしまっていて、かつて街の中で、特にビジネス街などで立っていると迷惑がられていたホームレスの人たちに声をかけて、逆に、あなたたちはいつも街にいてくれて、街を見守ってくれているのだ、だからぜひ一緒にやりましょうと声をかける事態になっています。それは国内でも、例えば札幌では、まちづくり会社が管理する歩行者空間のインフォメーションデスクにビッグイシューの人に入ってもらおうというようなことが起きています。今の都市は、排他的な場所ですというメッセージを送ることは全く得策ではないのですね。こういう社会問題の解決をしていける街ということが街の魅力、それを伝えるメッセージになる時代です。ここでも、民間ベースの収益期待と社会問題の解決がコンパティブルに実現しているのです。こうした問題解決と民間期待への寄与を両立させることを一つの条件として、新しい税の仕組みなどを考えるということもあり得るのではないかと思います。

また、さらに右側で言うのは、先ほども言いましたが、公共財源で全部賄うという発想はやめて、それは基本財源として考え、それを投入すれば、もっと民間投資が期待されるような、いわば「レバレッジ」の考え方もあるのではないかと考えています。

(PP)

この後は日本のことを書いたのですけれども、時間もありますので、日本の中でも、こういうものをモデルとしたようなものが、地権者主導型だったり、そこまではいかないけれども、社会企業として公民連携を進めていって空間をつくっているなど、いろいろ事例が出てきています。紫波町の話などは皆さんもよくご存知だと思います。

(PP)

また、都市空間をもっとおもしろく使っていこうという運動として社会実験をやっているものだったりという

のが色々出てきている中で、最後に少しだけ書いたのですけれども、こういう地域の中の小さな共同の積み重ねをつくっていくことが、今後のまちづくりにおいて非常に重要だと考えています。そして、こうした共同の形をエリアマネジメント組織と呼んでいます。こういう組織が認定されたり、組織の公益性が認定されたり、お金の集め方が形つくられていく。それと空間管理の権利等がセットになるような、そういう協働の形ができないか、都市の中に沢山事例ができていくということができないか、そう思っています。

そうした考え方と連動しますが、公共空間というのはいけいけい場所ではなくて、逆にそこから収益を上げて、それを地域に還元していくことが大事だと考えています。農山村などでも、今、スーパーコミュニティ法人とかいう提案があって、地域で生み出した収益を非課税とするみなし寄附金を認めてくださいという声を上げているところがありますけれども、都市の中のエリアマネジメント団体も実は同じことを求めています。広告収入とかイベント収入などの自主財源をもっていますけれども、基本的には全ての収益に課税されるのですね。そうすると、ほとんど残らない。東京ではまだましなのですから、地方に行くと結構ありまして、還元していくどころか、人件費を考えるとマイナスだったみたいなのがほとんどだったりします。自らあげた収益が地域に還元される仕組み。これは大変大事なことだと思います。

それから、さらに言えば、一番下のところで、例えば、今、空き家・空き地に関する課税があります。少し変わりましたが、空き地にしないで家ができればいいとか、逆に密集市街地では空き地化すれば税制優遇されるとか、いろいろありますが、私はそういうことよりも、例えば、空き家・空き地をもっと積極的に活用することに対して、何らかの優遇がされるようにすると思います。

今日はもう取り上げませんが、例えば、TIFなどは、市ほか行政が徴収する固定資産税の評価額を一定期間凍結させ、実際には、その間に上がっていった分にかかる税金は、その地域に還元する仕組みだったりしますが、それは要するに、地域が再開発や賑わいづくりなどの努力をして固定資産税が上がっていったら、それは努力の結果起きたものとみなして、一定期間、多くは20年間ぐらい、そこに還元するというものです。こういう、積極的なまちづくりの取組みにリワードを与えるような考え方がまちづくりの視点からすると、これから必要なのではないかと思います。

すみません、長くなりました。これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

【小委員長代行】 ○○委員、ありがとうございました。

いろいろご質問あるかと思うのですが、時間も限られておりますので、初めに事務局から資料のご説明を手短にお願ひできればと思います。

【税制調査課長】 それでは、再度、資料「第2回小委員会の論点」をご覧くださいと思います。

2点目の論点ですが、地価が高い東京における今後の資産課税や都市計画税の用途や税率の制限をどう考えるか、また、防災都市づくりなど、東京の魅力を高める取組みにおける官民の役割や、東京にとっての地方創成等について、この後、ご審議いただければと存じます。

それでは、2点目の論点に関する前期都税調答申の記載を確認しておきたいと思います。先ほどの資料「答申の概要（抜粋）」の下の段をご覧ください。これからの固定資産税制につきまして、「まちづくりに密接な関連を有する固定資産税のあり方については、地域の実情に合った制度を構築するという観点から、今後検討していくことが必要」といたしまして、また「少子・高齢社会における固定資産税制を考えるに当たっては、税制の問題と住宅政策や低所得者対策をはじめとした社会保障の問題とを総合的に検討していくことが必要」としております。

続きまして、「まちづくりの課題と資産課税」に係る資料のご説明をさせていただきます。「東京の活力向上と税制に関する資料」の14ページからご覧いただければと思います。

14ページの資料14は、固定資産税・都市計画税の概要となっております。

次の資料15は、東京都及び全国の固定資産税収入額の推移でございます。

次の資料16及びその次の資料17は、前期の小委員会でもお示ししておりますけれども、23区、全国、その他の都市の1平米当たりの固定資産税額の比較、それから、固定資産評価額の地域差を示した資料でございます。資料17では、小規模住宅用地の1平米当たりの固定資産評価額では、東京都と一番低い秋田県では13.5倍の差がございますが、給与収入で比較しますと、東京都と一番低い山形県でも1.5倍の差しかなく、担税力対比の税負担が過大もしくは過小となっている可能性があるのではないかと示した資料となっております。

次の資料18は、東京都及び全国の都市計画税収入額の推移となっております。

19ページ、資料19は、都市計画税の税率採用状況でございます。東京23区は、制限税率である0.3%を採用しています。

資料20は、都市計画税の用途をお示しした資料となっております。

21ページ、資料21は、東京都の都市計画税の都市計画事業等への充当割合の推移となっております。

続きまして、資料22は、木密地域不燃化10年プロジェクト不燃化特区位置図でございます。都心部を取り囲むように、52地区で不燃化の取組みが実施されております。

続きまして、資料23は、都における不燃化特区支援税制の概要でございます。一定の要件を満たしまして、不燃化のための建て替えを行った住宅及び老朽住宅除却後の土地に対する固定資産税・都市計画税の減免を行うものでございます。

24ページからの資料24、25は、特定空き家等に対する措置ガイドラインの概要でございます。

26ページの資料26は、東京都の空き家の分布でございます。周辺区に活用可能な賃貸空き家が多く分布していることがわかつて思います。

27ページからの資料27、28は、東京都及び全国の空き家数・空き家率の推移でございます。

続きまして、29ページからは「東京の活力向上と税制に関するその他の資料」でございます。

資料29は、先ほど〇〇委員からもご紹介がございましたBIDの概要を示した資料でございます。

資料30は、諸外国でのBID制度の活用状況について、概要をまとめた資料でございます。

資料31は、地方創生の概要につきまして、国の「まち・ひと・しごと創生本部」が取りまとめた資料でございます。

33ページの資料32は、平成27年度税制改正で創設されました「地方拠点強化税制」の概要でございます。

最後の資料33は、地方創生に関する都の意見等でございます。

資料の説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

〇〇委員からのご報告、大変盛りだくさんな内容で、そこに固定資産税の説明が加わって、相当盛りだくさんなところもあるのですけれども、本日はあくまでも「東京の活力向上と税制」ということで、後段ではまちづくりというものをどう考えて、そこに対して、税というものがどういう位置づけなのかということも含めて、必ずしも固定資産税に限ることなく、自由な議論をやっていければいいと思います。まず、先ほどの〇〇委員のご報告に関して、何かご質問、あるいはご意見ありましたら。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 どうもありがとうございました。

私もBIDについて結構関心を持ってきたのですけれども、今日のお話を聞いていて、簡単に言うと、BIDというのは、行政で今までやっていたまちづくりを一定の権限と財源とセットで民間委託するようなものというイメージで捉えていたし、今日の話聞いても、そうかなと思ったのですけれども、4つ、マネジメントモデル

がある中で、民間委託というイメージにしてしまうと、②の契約型の営利セクター主導モデルに近くなるのかなという感じがするのですが、そうではなくて④の公民連携モデルの中でB I Dが出てくるというときに、公の役割がどの程度のものになるのかということが私はまだちょっと理解できていないと思うので、先生にご説明いただければと思うのです。

【委員】 すみません、私が駆け足で十分に説明できていないので。4で大事なところは民間委託とはいっても、その民間というのが、営利の一企業でもなく、ボランティアなNPOみたいなものでもなく、基本的には、住民というより、地権者だったり、事業者だったり、少しバイアスはありますけれども、ただ、地域のそういう人たちによって代表性を確保する形で組織づくられているところが大事なのだらうと思っています。そして、組織の設立だったり、代表者の選任などの意思決定は、基本的に資産所有者とか事業者といった範囲ではありますけれども、そのなかでできるだけ民主的な仕組みをつくりなさいということで、合意の水準などが決められています。設立のときも、投票率50%以上かつ賛同率50%以上というような基準を満たすかどうかをチェックするために、非常に手間のかかる投票プロセスをしています。しかも、それを5年ごとの更新のたびにやるのです。選挙管理委員会を実際につくって、郵送投票ではありますけれども、やっています。さらに、そうやって制度に基づいてつくられたもので、かつ強制的に税や負担金を徴収するものですから、運営団体は負担者に対してきちんとした説明責任を負っている。何をやっていて、どんな効果を上げているかをきちんと公表していかなければいけないのです。

そういう条件をもってして、行政とジョイントサービス、必要な公共的なサービスを一緒にやっていくのだよという協定を結ぶことになっています。ここでの行政の役割は基本的な部分を提供することです。これまでのサービスレベルは今までどおり保ち、B I Dはその上乘せ部分をやるという分担です。その他、このB I Dの仕組み自体を監督していくのも行政の役割ですし、かつ、アメリカで言えばポリスパワー、いわゆる権限そのものをB I Dに渡しているわけではないので、権限というか、規制を変えていくとか、都市計画を見直していくとか、そういうことは、いくらB I Dが必要だと感じていてもできないわけです。必要であれば、行政とB I Dが一緒に検討し、行政の方でルールを策定していくという分担になっていると思います。

【小委員長代行】 ○○委員、お願いいたします。

【委員】 今のお話に関連して、先生のお話は大変触発的で、民営化というときの民の中身についてです。一昔前にロンドンに調査に行ったりすると、まちづくりを担っているのは伝統的なボランティアセクターで、チャリティコミッションからお金が出ている、非常に規模の小さな、善意に満ちているのだけれども、こじんまりとしたことをやっていた。その後、民の中身が随分変わってきて、いわゆるソーシャルエンタープライズと言われるような、中でも地域開発には、コミュニティ・インタレスト・カンパニーと言われるような、地域開発に特にコミットする事業体を育ててきたというところがあって、それが非常に大きな効果を上げたのかなと思うのです。ちょっとご専門から外れるのかもしれませんが、事業体を育てる税制といいますか、法人制度ということになるのかなと思うのですけれども、今のお話とのつながりで少しご示唆いただければと思います。

【委員】 うまく説明できるかわからないのですけれども、今、おっしゃられたような、まさにC I C、コミュニティのインタレストに直結した、非営利法人は、株式を発行できるというのが、これまでの法人制度と大きく違う点だと認識しています。そのかわり、そんなに税制優遇はないのですけれども、かなり自由にやれる、それもソーシャルな目的を持っているのがC I Cだと思うのです。B I Dについては、法人格に縛りはないので、その運営会社は、いわゆる民間企業と同じようなカンパニーリミテッドであったり、C I Cであったり、チャリティーだったり、様々です。

そんな中、日本にもちょっと示唆的だなと思っているのは、ブレア政権のころ、まさにC I Cができた頃から、いわゆる公益性の認定についての見直しを始めているということです。実は、今日お話ししたようなまちづくり、

それも公共空間を民間というか、地域が使っていくということを、エアーマネジメントと呼んで、東京都でも、都市整備局で道路の使い方の工夫とかを、かなり先端的に取り組んでおられるのですけれども、そういうものが、いわゆる公益法人の認定を取るのが難しいのです。公益要件のカテゴリーとしてエアーマネジメントがうまくはまらないのです。

公共空間は不特定多数の人たちがやってくるし、そこが魅力的であることは都市全体にも役立つし、非常に大きな公的要素を持っていると思うのですけれども、そこら辺がまだ解決できていないのです。他方、イギリスはどうかというと、今、言いましたような、事業力を持った非営利団体が出る中で、公益法人の認定の仕組み、そのカテゴリーであったり、逆に認定されるための最低要件を上げることを検討しているのですね。それこそ売り上げがほとんどなくても認定されていたところを、ある程度、収益を上げてないと認定されていかないというような、逆に運営力をきちんと持っているとするという方向が検討されたりして、まちづくり的に言うと、完全な非営利でもないけれども、個人に還元していくものではなくて、地域に還元させていくタイプのまちづくり組織を、公益法人の中で考えるのがいいのか、新しい法人制度とか認定制度をつくるのがいいのか、いろいろなところでいろいろな議論があって、結論を見ていないのですけれども、そういう組織がないと、街の小さな課題をつなぎ合わせながら解決していくことは難しいので、検討しなければいけないのではないかと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

今のお話に補足で、今、公益法人の認定の話と税制上の優遇が絡んでいると思うのですけれども、B I Dの税の使い方について何かコミットの仕方というのでしょうか、民間の側が、例えば、資本に食べ物にされないというところについて、組織以外のところで、税の仕込み方で何か考えられることはありそうですか。

【委員】 なるほど。非常にいい質問をありがとうございます。そこも、難しいところですね。欧米などで言うと、プロセスや仕組みの中で縛っていると言えます。ただ、エコノミックデベロップメントなど、かなり広く書いてあるので、ある程度、何でもやれるのですけどね。ただ、例えば、アメリカなどだと、資産所有者が2人しかいないような地区ではB I Dがつかれない、ある程度複数の人たちが一緒になってやる仕組み、その人たちがきちんと合意して、これが必要だというのでお金を出し合う仕組みとされています。地区の半分以上を一地権者が持っているようなところもバツです。こういう形で、きちんと応益的に複数の人たちが負担していくという組織だったり、事業計画の策定プロセスだったりを制度できちんと縛っているというのが、アメリカやイギリスのやり方です。が、同じことをやるのは難しく、大阪で、グランフロントという再開発地域で第1号のB I Dを進めることになったわけですけれども、維持管理のためにみんなでお金を出し合うと。地方自治法上の分担金を使うという形でやっているのですけれども、強制徴収はどこまでできるのかというのは、かなり議論もありました。前例がなくて、市の方も悩まれて、公共空間のグレードアップ管理だったら大丈夫だろうみたいなところで、始まったのです。本来であれば、民地のオープンスペースも統合的に維持管理したいし、そこでもっとにぎわいを生み出すような事業もやりたい。もっと言えば、バスを走らせて外の空間とネットワークするとか、ソーシャルなこと、いろいろなことを分担金でやりたいのですけれども、そういうことまで強制財源を使っているのかというところは難しかったのです。ここら辺もさっきの公益性ではないのですけれども、どこまで税って使えるのかという問題ではないかと。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

〇〇先生、お願いします。

【委員】 先ほどの1点目の公益認定という点で、私、以前、神奈川県で公益認定等委員会の委員をやっていたのですけれども、その際、みなとみらい地区の地権者などが一般社団法人をつくって申請してきたのですけれども、公益認定には至りませんでした。議論としては、結局、その分の利益はどこに落ちるのだということを考

えると、その地区の活性化なり、もちろん、その地区を利用する方一般に還元する部分もあるのですが、共益とどう切り分けるのだというのはなかなか難しいということがありまして、今、おっしゃったことはまさにそうだなと思うのです。

一方で、昔からローカルなコミュニティと結びついているような、例えば、商店街に関係するような団体とかだったりすると、結構、公益認定が認められるようなところもあって、新たに設定された地区で、これからブランド化をしていくというものと、昔から根づいているようなコミュニティとで、少し公益というものに対する考え方、もちろん、地域というものが想定できるかどうかにもよるのですが、ちょっと違ったのかなと、実際、公益に関しての議論に加わったときにはそういう感想を持ちました。

【委員】 そうなのですね。そうそうファジーな区分けがありまして。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

【委員】 論点に関しては後ですか。いいですか。

【小委員長代行】 もちろんです。〇〇委員、お願いします。

【委員】 論点に関して意見を言わせていただきたいと思いますが、やはり基本的に地方税制における応益課税の中心は土地に対する固定資産税が何といてもナンバーワンだと言うべきだと思います。ですから、極端に言えば、法人課税をしているくらいだったら、土地に対する固定資産税から税を取ることにチャレンジすべきだと思います。今までも税制調査会でおつき合いさせていただいているのですが、都議会は私の意見とは正反対というか、固定資産税という話になると、途端に議員の方から、固定資産税の課税強化はやめてくれとか、そういう話が出てくる。そこは確かにそういう実態ではあるのだけれども、もう少しチャレンジをしてもいいのではないかと。議員が反対するから、こんなものはアジェンダに出してもしょうがないというのではなくて、応益課税のチャンピオンは土地に対する固定資産税だと、これを何とかしていい形に税制の中で位置づけていけないかと。しかも、我が国では、都道府県の中で唯一、固定資産税の課税権を持っているのが東京都である。税制の立場から東京都区制度ができたわけではないのだけれども、図らずもそうだったのを幸いにして、東京都が固定資産税の課税権を持っているというのは、私はとても仕組みとしてよかったのだと思っています。

先ほど来、応益性の話は議論があるのですが、私が思うのは、固定資産税がなぜいいかという点、先ほどB I Dの話もありましたが、負担金で求めると、幾らの負担を求めればいいのかについて、なかなかフェアな負担を求められないとか、ないしは負担が重過ぎると、民間がなかなかその負担に耐えられなくて、結局は企画がうまくいかないとかが起こり得ます。けれども、固定資産税の場合は、市場価格で、もちろん実際は資産評価していますが、かなり市場地価に近い額に比例する形で課税している。つまり、その土地がどれぐらいの価値があるかは、土地の市場で決まるわけで、それに比例して課税すればよいということになるので、もちろん税率はいろいろ、行政サービスとの見合いはあるにしても、少なくとも土地にどれぐらいの価値があるかということは、民間が決めてくれているわけだから、その情報を利用できるというのが決定的に大きいわけですね。行政サイドで収支のことだけを考えると負担金を求めることになると、そんなに高い価値を民間が認めていないにもかかわらず、高い負担を求めることになったり、逆に、もっと負担できるのだけれども、低い負担金しか課さないということになると、本来取れるべき財政収入が取れなくなるということになりかねない。けれども、固定資産税ならば、そういうところのアンバランスが解消できるというのは最大のメリットで、市場の地価にほぼ比例するような形で課税できるというメリットは、もっともこれから生かす必要があつて、それこそ応益課税のチャンピオンではないかと思っています。

B I Dの話は私も大変興味深いと思っていて、議会がなかなか動かないという言い方は、あまり議会を目の敵にしてはいけないのですが、議会が固定資産税に対して非常に消極的だとするならば、部分的に、それぞ

れの地区に、上乘せ課税と言ったら変だけれども、本来、もっと便益をその土地で享受しているはずの民間の主体から、しかるべき負担を求めながら、行政サービスなり、公共的な恩恵を提供していくという可能性はあるので、もちろんそれは不均一課税に近いような話かもしれないけれども、本来は、土地に対する固定資産税、だから、税率を上げるかどうかは別にしても、少なくとも小規模宅地に対する軽減措置は軽過ぎるので、地方税法では軽減しない方向で税制改正すべきだとは思っています。少なくとも、しっかり土地に対する固定資産税を徴収するという方向での議論は今まで以上に進めていく必要があるのではないかと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

ちょっと時間が過ぎてしまって恐縮なのですが、お急ぎの方はご無理申し上げられないのですが、今、〇〇委員からご意見ありましたけれども、他に論点に関して、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 関連するところで、固定資産税をこれから色々工夫していこうということを考えたときに、例えば、税収の使途の問題であるとか、あるいはそれを特別区の中でどう配分していくかという財政調整制度の問題だとかいうところまで、本来であれば踏み込みたくなると思うのですが、それはこの税制調査会の中での議論の範疇としてやっていいことなのかどうか、どう位置づけられるのか、どう理解したらいいかをご質問したいのです。

【小委員長代行】 では、事務局、お願いいたします。

【税制調査担当部長】 財政調整について、従来から、この中でご議論いただいていますので、今日やるかどうかは別にして、そこはご議論いただければと思っているのです。ただ、都区財調についてはここで議論したことはありませんので、ここはご勘弁願いたいということだけご了解いただければと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 論点に都市計画税の使途や税率の制限というのもありますので、今日、都市計画事業への充当率とかいう資料もあつたりしたのですが、今の都市計画税は、都市計画事業という非常に限られた事業にしか、基本的には使えなくなっているという現状があります。地域的にもうほとんどインフラの整備が終わっているところなどもあつたり、再開発などもほとんどないみたいなのところもあつたりする中で、都市計画事業はいつまで必要なのかと思います。私の立場としては、つくるよりも、街を維持管理していったり、街としてサステイナブルにしていくような活動が重要で、そこに使途を広げていきたいと思っています。いろんなところで申し上げるのですが、それはなかなか難しいことだということです。こういうのはどうやって検討していくといいのか、私もよくわからないので、とりあえずここでも言ってみたくと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 大変興味深い、きれいなプレゼンテーションを拝見させていただいて、勉強になりました。手短かに2つだけいいですか。

B I Dを東京都も導入されたいと思っていられるのかというのが私の基本的な質問で、それから、大阪で初めて条例ができたのですね。理由は、グランフロントとか、財政が悪かったとか、そういうことがあるのですか。

【委員】 関経連が民間のまちづくりを進めていかなければいけないので、K-B I Dを提案したという経緯もあります。直接的にはグランフロントがきちんと質の高い街として管理をしていきたいということで、民間でお金出し合うことに合意をしていたことが大きいです。こういうのは通常、会費や委託金等の形で出すのです。

が、そのうち、地権者が変わっていくと承継されない可能性がある。これを継続できるようにしたい。なので、ある程度公的なお墨付きが欲しい、さらに、その会費が損金で落ちるようにしたいということがあって、市にみんなでお金を集めて寄附してはどうかみたいな、アクロバティックな議論もあつたりしたのですね。そうした動きを受けて、市長が、そんなことをやるくらいなら、アメリカと同じような制度をつくれればいいではないかということで、今年度中にやりなさいという号令を出したと聞いています。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 〇〇です。

私も〇〇先生にちょっとお聞きしたかったのですが、今の大阪の例もそうですし、このB I Dもそうなのですが、計画があつて、着工して、実現するまでの期間というのは、すごくかかりますか。いろいろな地域の開発を見ていると、例えば、渋谷などは、ずっと言っているけれども、ちっとも進んでいないというのが現状です。例えば、道路でも何でも、計画があつても全然進んでいかないと、状況が変わってきてしまいますね。ですから、これはどのぐらいの期間でできたのかをお聞きしたいのです。

【委員】 アメリカなどですと、必ずしも再開発に連動しているところだけではなく、既成市街地もあります。そういう意味で言うと、時間軸はいろいろであつていいのですね。合意できたところからつくっていきますので、その合意をつくるのに1年で終わるところもあれば、10年かかってもうまくいかず、最後はやめてしまったところもあります。10年もたてば情勢が変わっていきますので、多分、もたないと思います。平均1年半とは言っています。

日本はB I Dの仕組みさえないですし、やる気はあるのかみたいな話もありましたけれども、東京都は都市整備局で、開発が始まって、この段階で地域のまちづくりの協議会をつくって、その後の維持管理の仕組みとか、法人づくりとかを考えてくださいというようなマニュアルを出されています。なので、恐らく、今、開発を進めているようなところは、そういうマニュアルなどを参考にしながら、協議会をまずつくって話し合いを始めて、さっきの話ではないのですが、街でどんなことが起きそうか、どういうふうにしたいかというのをきちんと声を集めながら、あるところで事業ができる法人化をしていくということはしていると思います。きっと、都もマニュアルにもとづき指導されていると思います。ただ、そこに税制優遇だとか何とかというのは、今のところはついていないという状況かと思っています。

【小委員長代行】 他はいかがでしょうか。

〇〇会長。

【会長】 本日の議題は2つあつたわけですが、固定資産税、あるいは都市計画税を含めた資産課税につきましては、B I Dのご紹介をいただいて、それを契機にいろいろなご意見が出ました。今日論点を出しております固定資産税、それから、都市計画税に引きつけて考えるならば、今、〇〇先生からお話があつたとおり、都市計画税については課税自主権はあるのだけれども、使途のほうで、もっと時代に即して改良していくべきものがあるのではないか。そう考えると、例えばB I Dの、実際行われているような仕組みについて、何か工夫をしていく可能性があるのではないか、そういうことを考えてみるきっかけになるのではないかと、伺つておりました。それから固定資産税に関して、課税ベースのところで自主権を考えるのか、それとも税率のところで考えるのかという議論を実は前期の終わりのころ、ずっとやっていました。そういったことを含めて、さらに議論を重ねていかなければいけないと思つております。

それから、前半の企業課税のほうは、都税調としては、固定資産税というような資産課税と、それから、企業課税と、どちらについても、応益性を掲げて議論してきました。また、先ほど〇〇委員からもありましたように、

事業税につきましては、外形標準課税を拡大するという方向になっておりますが、前期の答申の中でも、外形標準課税の拡大については、それを肯定的にとらえる書き方になっていたと思います。そういう議論を進めておりました。

では、所得課税の部分はどうかということが今度問題になってくるわけです。それにつきましては、今、話題になっております法人住民税の法人税割をどうするか、これを地方税としてどう考えるのかということが、もう一つの課題になっているかと思えます。法人住民税と個人住民税との関係をどう考えるかという問題がございますし、法人税を、例えば国際課税の観点から言うと、源泉地課税と捉えるのかという考えもございますが、そういうアナロジーで考えていいのかどうか、私もはっきりは申せませんが、法人住民税の部分をどう考えるかということも、恐らく今後の議論においては検討が必要になってくるのではないかと考えておりました。

以上です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

大体よろしいでしょうか。すみません、司会の不手際によりまして時間を大幅に超過しましたこと、大変おわびいたします。

本日、〇〇委員、〇〇委員、どうもありがとうございました。

東京の活力向上ということで、企業が活動しやすい、そこで経済成長に資するという話もよく出てきますけれども、活動しやすいことと、公共空間としての都市というものをつくって、にぎわいをどう構築していくのかという観点から、税制をどういうふうに活かしていけばいいのかという視点で、さまざまな議論ができたのではないかと考えております。これをどうするかについて、固定資産税と、あと法人課税が挙げられたわけですが、こうした公共空間というものを、結局、金もうけの理論というか、資本に食べ物にされずに公共的にやりつつ、でも経済的に豊かなものにしていくという、そのバランスというか、そこで公共的なものを民間と一緒にどうつくっていくのかというところでは、相当いろいろな可能性とか、あるいは課題があるのだなというところを認識させていただきました。

また9月の第4回小委員会で、さらにこれらについての議論も深めていければと思っておりますので、本日、まだまだご発言足りなかった方もいらっしゃるかと思いますけれども、ぜひ、その場で積極的なご意見をいただければと思っております。

それでは、長時間にわたりましてありがとうございました。これをもちまして本日の議事を終了いたします。お忙しいところ、ありがとうございました。これで閉会といたします。

— 了 —